

提案第3号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期については、_____

_____とする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	

【提案理由】

--

【法令・取扱通知等】

--

【現況】

現況	稲沢市	祖父江町	平和町	備考
	<p>(平成15年10月現在)</p> <p>農業委員の定数</p> <p>選挙による委員 25人</p> <p>議会推薦委員 4人</p> <p>農協推薦委員 1人</p> <p>任期</p> <p>平成15年10月1日～</p> <p>平成18年9月30日</p> <p>選挙区 4選挙区</p> <p>報酬(月額)</p> <p>会長 28,200円</p>	<p>(平成15年4月現在)</p> <p>農業委員の定数</p> <p>選挙による委員 12人</p> <p>議会推薦委員 5人</p> <p>農協推薦委員 1人</p> <p>任期</p> <p>平成14年7月20日～</p> <p>平成17年7月19日</p> <p>選挙区 1選挙区</p> <p>報酬(月額換算)</p> <p>会長 15,525円</p>	<p>(平成15年4月現在)</p> <p>農業委員の定数</p> <p>選挙による委員 12人</p> <p>議会推薦委員 5人</p> <p>農協推薦委員 1人</p> <p>任期</p> <p>平成14年7月20日～</p> <p>平成17年7月19日</p> <p>選挙区 1選挙区</p> <p>報酬(月額換算)</p> <p>会長 16,200円</p>	

	職務代理 24,700 円 委員 22,000 円 支給方法等 月額 毎月、口座振込みにより支払	職務代理 11,267 円 委員 10,742 円 支給方法等 年額 現金支払	職務代理 10,600 円 委員 10,600 円 支給方法等 年額 年2回、口座振込みにより支払	
--	--	---	---	--

合併の方式	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する場合	
原則	市町村の農業委員会委員はすべて身分を失う。	
選択肢	農業委員会設置の原則を適用した場合	合併特例法第8条を適用する場合
選択肢の内容	<p>【選挙による委員】</p> <p>選挙による委員の定数 30人以下</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定において、1市2町における農地面積4,068ha(平成15年1月1日現在)農家戸数(基準農業者数)8,167戸(平成14年8月1日現在)は、この定数に該当する。</p> <p>任期 3年(「選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する」農業委員会等に関する法律第15条第1項)</p> <p>選挙 50日以内(「農業委員会の設置による農業委員会の選</p>	<p>【選挙による委員】</p> <p>選挙による委員の定数 10~80人(「合併する市町村の農業委員会の選挙による委員は、80を超えず10を下らない範囲で定めた数の者に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。」)</p> <p>なお、合併関係市町村の選挙による委員の数が協議で定めた数を超える場合は、互選によって在任するものを定める。</p> <p>任期 1年以内(「新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間」)</p> <p>互選の方法 合併関係市町村の実情に応じて行なう。</p>

	<p>挙による委員の一般選挙は、当該農業委員会の設置の日から50日以内に行なう」公職選挙法第33条)</p> <p>【選任による委員】</p> <p>農協推薦委員 1人(「農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した委員」農業委員会等に関する法律第12条第1号)</p> <p>議会推薦委員 5人以内(同法第12条第2号)</p>	<p>【選任による委員】</p> <p>農協推薦委員 1人(「農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した委員」農業委員会等に関する法律第12条第1号)</p> <p>議会推薦委員 5人以内(同法第12条第2号)</p> <p>* 選任による委員については、特例が設けられていない。</p>
--	--	--

合併の方式	中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する場合	
原則	編入される(消滅する)市町村の農業委員会委員は身分を失い、編入する市町村の農業委員会委員の身分に影響はない。	
選択肢	農業委員会設置の原則を適用した場合	合併特例法第8条を適用する場合
選択肢の内容	<p>【選挙による委員】</p> <p>委員の定数 編入する市町村の農業委員会委員の定数 稲沢市の農業委員会委員の定数 25人</p> <p>任期 編入する市町村の農業委員会委員の任期 稲沢市の農業委員会委員の任期 平成18年9月30日</p> <p>選挙 実施しない。</p>	<p>【選挙による委員】</p> <p>委員の定数 編入する合併関係市町村の選挙による委員を除いた40人以内(「編入される市町村の農業委員会の選挙による委員は、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。」)</p> <p> なお、合併関係市町村の選挙による委員の数が協議で定めた数を超える場合は、互選によって在任するものを定める。</p> <p>任期 編入する市町村の残任期間(「他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間」)</p>

	<p>【選任による委員】</p> <p>農協推薦委員 1人（「農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した委員」農業委員会等に関する法律第12条第1号）</p> <p>議会推薦委員 5人以内（同法第12条第2号）</p>	<p>互選の方法 合併関係市町村の実情に応じて行なう。</p> <p>【選任による委員】</p> <p>農協推薦委員 1人（「農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した委員」農業委員会等に関する法律第12条第1号）</p> <p>議会推薦委員 5人以内（同法第12条第2号）</p> <p>* 選任による委員については、特例が設けられていない。</p>
--	--	--

【参考事項】

農業委員会委員の定数調べ

地区	選挙による委員の定数の基準	選挙による委員の条例定数	議会推薦員	農協推薦員	任期
稲沢市	人以下 30	人 25	人 4	人 1	H15.10.1～ H18.9.30
祖父江町	20	12	5	1	H14.7.20～ H17.7.19
平和町	20	12	5	1	H14.7.20～ H17.7.19
合計	70	49	14	3	

		(2000年) 戸	(2000年) ha	(H14.8.1) 戸	(H15.1.1) ha	(H15.1.1) 人
稲沢市	第1	970	469	1,371	728	4,238
	第2	860	474	1,166	676	3,774
	第3	628	492	903	644	2,979
	第4	521	241	801	568	2,493
稲沢市計		2,979	1,676	4,241	2,616	13,484
祖父江町		1,219	824	3,122	1,030	4,629
平和町		624	327	804	422	1,590
合計		4,822	2,827	8,167	4,068	19,703

選挙区の基準

- ・農地面積(500ha)又は基準農業者数(600人)以上のいずれかに該当する場合
- ・基準農業者数は農家戸数

選挙区別農家戸数等調べ

選挙区	(農業センサス)		(農地基本台帳)	(課税資料)	(選挙人名簿)
	農家戸数	耕作面積	農家戸数	農地面積	選挙人数

【法令・取扱通知】

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)

(設置)

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けて、その区域に農業委員会を置くことができる。

(選挙による委員)

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人から 40 人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した委員(農業協同組合法)第30条の2第1項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。ただし、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは、前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときは、そのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第 34 条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26 年政令第 78 号)

(2 以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。

(農業委員会を置かない市町村)

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあっては360ヘクタール、都府県にあっては90ヘクタールを超えない市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下

2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有すること

となるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同

法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)である

合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)

(一般選挙、任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条

3 農業委員会の設置に因る農業委員会の選挙による委員の一般選挙は、当該農業委員会の設置の日から 50 日以内に行う。